

# 学校いじめ防止基本方針

盛岡市立大慈寺小学校

## I いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

### 1 いじめの問題に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。また、最近のインターネットを介した、いわゆる「ネット上のいじめ」は、いじめを一層複雑化、潜在化させている。

いじめの問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むことを第一義とし、家庭、地域、及び関係機関等の協力を得ながら、社会総がかりで対峙することが必要である。また、いじめの問題の解決には、児童にいじめを絶対に許さないという意識と態度を育てることが大切である。

「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こり得る」という基本認識に立ち、本校では、どの児童も明るく豊かな学校生活を送ることができるよう「いじめ防止基本方針」を策定する。いじめを生まない学校づくりのために、全教職員がいじめの問題に対して、組織的にいじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

### 2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。【法2条】

### 3 いじめの基本認識

- (1) いじめは人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。
- (2) いじめは人間関係のトラブルを機序としているため、いじめられた側の両方の児童、並びにそれを取り巻く集団等に対し、適切な指導と支援が必要である。
- (3) いじめは教師の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- (4) いじめは家庭教育の在り方に大きなかかわりをもっている。
- (5) いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- (6) いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することがある。

## II いじめの未然防止のための取組

### 1 教職員による指導について

- (1) 学級や学年、学校が児童の安心・安全な学校生活を保障する場となるように配慮するとともに、児童が互いのことを認めあったり、心のつながりを感じたりする人間関係づくりに取り組む。
- (2) 自己有用感や自尊感情を育むため、児童一人一人が活躍し、認められる場のある教育活動を推進する。
- (3) すべての教師がわかりやすい授業を心掛け、基礎基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感をもたせる。
- (4) 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係能力（の素地）を養うため、全ての教育活動を通して、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

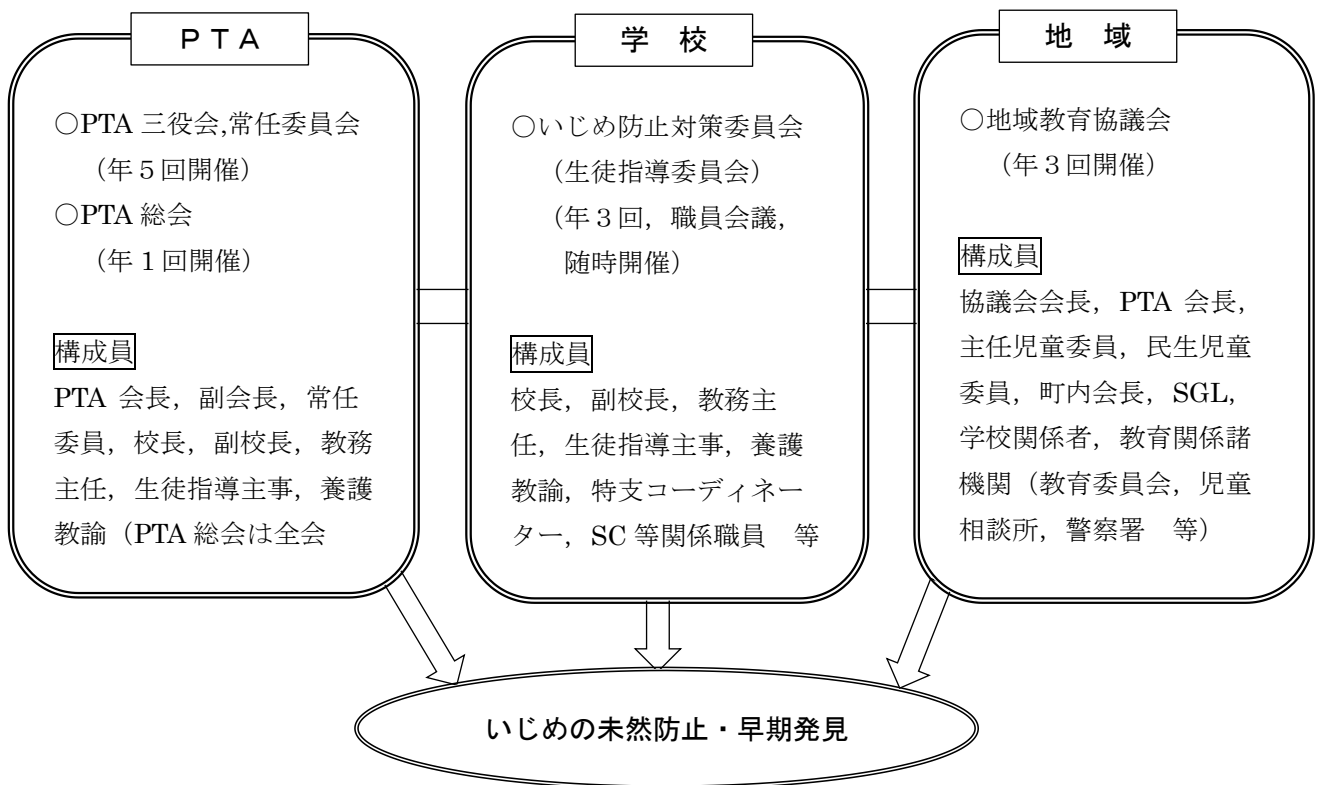
- (5) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発，その他必要な処置として，道徳，学級活動等の充実に努める。
- (6) 保護者，地域住民及びその他の関係者との連携を図りつつ，いじめ防止に資する児童が自主的に行う児童会活動に対する支援を行う。

2 児童に培う力とその取組

- (1) 自分も他人も共にかけがえのない命を与えられ，生きていることを理解し，他者に対して温かい態度で接することができる思いやりの心を育む。
- (2) 学級活動や児童会活動などの場を利用して，児童自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいか考え，主体的に取り組もうとする力を育む。
- (3) 学級の諸問題について話し合っ解決する活動を通し，望ましい人間関係や社会参画の態度を育てるとともに，違いや多様性を越えて合意形成する言語能力の育成を図る。
- (4) 「心とからだの健康観察」を活用した心のサポート授業等を通して，児童一人一人のセルフケアやストレスマネジメントの力を高める。

3 いじめ防止等の対策のための組織

本校は，いじめの防止等を実効的に行うために「生徒指導委員会兼いじめ対策委員会」を設置する。



(1) 構成員

校長，副校長，生徒指導主事，教務主任，教育相談担当，養護教諭，特別支援コーディネーター，

(2) 取組内容

- ア いじめ防止基本方針の策定，年間指導計画の作成
- イ いじめにかかわる研修会の企画立案
- ウ 未然防止，早期発見の取組
- エ アンケート及び教育相談の実施と結果報告 (各学年)
- オ いじめ防止にかかわる児童の主体的な活動の推進

### (3) 開催時期

- ア 学期3回の実施とともに、必要に応じて随時開催をする。また、定例の職員会議で情報交流をし、組織的な対応を実施する。
- イ いじめ事案発生時は緊急開催し、事態の収束まで随時開催。

## 4 児童の主体的な取組

- (1) 好ましい人間関係づくりをねらいとした児童会行事や取組
- (2) 児童会主体の規範意識を高めるルールづくり・・・「いじめノックアウト宣言」
- (3) 縦割り班活動における主体的な交流活動
- (4) 人権啓発などの学習に対する積極的参加

## 5 家庭・地域の取組

- (1) 学校いじめ基本方針を、校報や地域教育協議会を活用して広報活動に努める。  
(保護者や地域への広報)
- (2) PTAの各種会議等でいじめの実態や指導方針についての説明を行う。

## 6 教職員研修

- (1) いじめ防止等のための対策に関する校内研修を実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。
- (2) 児童理解のための校内研修を充実させ、学級経営や児童相互の人間関係づくりに役立てる。
  - ア いじめの問題にかかわる校内研修会  
(4月と1学期終了後の2回実施。状況に応じて随時)
  - イ 児童理解にかかわる交流会(職員会議後)

## Ⅲ いじめの早期発見のための取組

### 1 いじめの早期発見のために

- (1) いじめや人間関係のトラブルで悩む児童が相談しやすいよう、日頃から教職員と児童が信頼関係を築くように心がける。
- (2) 日常の観察においては、いじめ行為の発見だけでなく、児童の表情や行動の変化にも配慮する。
- (3) いじめは教師の見ていないところで行われるため、授業中はもとより、朝の時間や休み時間、放課後においても児童の様子にできるだけ目を配る。
- (4) 遊びやふざけ合いのように見えるいじめなど、把握しにくいいじめについても、教職員間で情報交換しながら発見に努める。
- (5) いじめの兆候に気付いた時には、教職員が速やかに予防的介入を行う。その際、事実の確認を正確に行い適切な指導を入れる。必要に応じて保護者への連絡も行う。
- (6) 地域や関連機関と定期的な情報交換を行い、幅広く日常的な連携を深める。
- (7) インターネット上のいじめが重大な人権侵害にあたり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させるために、発達段階に応じて情報モラル教育を実施する。
- (8) 気になる事項については、気付いた時点で関係教職員並びに全体での共有を図る。(情報共有は、「報告・連絡・相談シート」を活用し、「生徒指導個人カルテ」に記載して情報の蓄積や適切な引継ぎにつなげる。)

## 2 いじめアンケート及び教育相談の実施

- (1) 児童を対象にしたアンケート調査・・・6月，11月
- (2) 教育相談を通じた児童からの聞き取り調査・・・随時
- (3) 保護者を対象とした聞き取り調査年2回・・・7月と12月の期末面談時
- (4) 児童の休み時間の過ごし方の調査・・・毎月初めの「心の日」

## 3 相談窓口の紹介

いじめを受けた児童やその保護者が相談できるよう，相談窓口を明確化するとともに，対応には細心の注意を払う。

本校のいじめ相談窓口を下記のとおりにする。

- 日常のいじめ相談（児童及び保護者）・・・全職員で対応
- 外部カウンセラー等の活用・・・教育相談担当
- 地域からのいじめ相談窓口・・・副校長
- インターネットを通じて行われるいじめ相談・・・学校または盛岡東警察署
- 24時間いじめ相談窓口・・・県教委019-623-7830

# IV いじめの問題に対する早期対応

## 1 いじめに対する措置の基本的な考え方

- (1) いじめを発見したり，通報を受けたりしたときは，特定の教職員が抱え込むことなく，速やかに組織的な対応をする。
- (2) いじめを受けた児童及びいじめを知らせた児童の身の安全の確保を最優先に考えるとともに，いじめを行った側の児童には，教育的配慮の下毅然とした態度で指導にあたる。
- (3) いじめの問題の解決にあたっては，謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく，社会性の向上等，児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にする。
- (4) 教職員全員の共通理解のもと，保護者の協力を得て，関係機関・専門機関と連携し，対応にあたる。

## 2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめを発見した時は，その場でいじめの行為を止めさせ，事実関係を明らかにする。
- (2) いじめを発見したり，通報を受けたりした時には，速やかに「いじめ対策委員会」を開催し，校長以下すべての教職員の共通理解のもと，役割分担をして問題の解決にあたる。
- (3) いじめ事案について，生徒指導の範疇で対応する事案であるか，警察への通報を要する事案であるかを適切に判断する。
- (4) いじめを受けた児童や保護者の立場に立ち，関係者からの情報収集を綿密に行い，事実確認をする。
- (5) いじめの事実が確認された場合は，いじめをやめさせ，その再発を防止するため，いじめを受けた児童及びその保護者に対する支援と，いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (6) いじめを受けた児童が学校生活に不安を抱えている場合，複数の教職員で見守りを行うなど，いじめを受けた児童の安全を確保する。また，いじめを受けた児童が安心して教育を受けるために必要があると認められる時は，保護者と連携を取りながら，一定期間，別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (7) いじめを受けた児童の心を癒すために，また，いじめを行った児童が適切な指導を受け，学校生活に適応していくために，養護教諭や外部カウンセラーと連携を図りながら指導を行う。

- (8) 「3か月継続して、いじめに係る行為が止んでいて、被害児童が心身の苦痛を感じていないことをもっていじめの解消とする」が、引き続き指導・日常的な観察を行うものとする。
- (9) 校長は教育上必要があると認める時は、学校教育法施行規則第26条の規定に基づき、適切に児童に懲戒を加える。

### 3 いじめが起きた集団への対応

- (1) いじめを見ていた児童に対して、自分の問題としてとらえさせ「見て見ないふり」はいじめにつながることを指導する。
- (2) 学級等当該集団には、「いじめは絶対に許されない行為」であり、根絶しようとする態度を徹底させる。
- (3) 児童が集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を築くことができる学級、学校づくりを教職員一丸となって進める。

### 4 警察との連携

犯罪行為として取り扱われるいじめには、盛岡市教育委員会及び盛岡東警察署と連携して対処する。

### 5 ネットいじめへの対応

- (1) インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、直ちに「いじめ対策委員会」で対策を話し合うとともに被害の拡大を避けるため盛岡市教育委員会と連携し、プロバイダなどに情報の削除を求める。
- (2) 児童の生命、身体、及び財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに盛岡東警察署に通報し、適切な援助を求める。
- (3) 情報モラルの指導を計画的に行うとともに、インターネットの利用環境について携帯電話、スマートフォンも含めて家庭の協力を得る。

## V 重大事態への対処

### 1 重大事態の意味について

- (1) 「生命、心身又は財産」に重大な被害に該当するものとして、いじめを受けた児童の状況に着目して判断する。以下のケースが想定される。
  - ア 児童生徒が自殺を企図した場合
  - イ 身体に重大な傷害を負った場合
  - ウ 金品等に重大な被害を被った場合
  - エ 精神性の疾患を発症した場合
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当に期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。【法第28条①】
- (3) いじめの重大事態の調査に関するガイドラインに示された「重大事態として扱われた事例」に該当または、相当すると認めるとき。

### 2 重大事態の報告

- (1) 学校は、重大事態が発生した場合、速やかに学校の設置者（盛岡市教育委員会）に報告する。
- (2) 児童からいじめを受けて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして対処する。

### 3 重大事態の調査

学校が調査の主体者となる場合は、学校の設置者（盛岡市教育委員会）の指導・支援のもと以下のとおり対応する。

- (1) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、本校の「いじめ対策委員会」が中心となり、全職員体制で速やかに行う。
- (2) 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- (3) 被害児童・保護者等に対する調査方針の説明
- (4) 調査結果を市教育委員会に報告する。
- (5) いじめを受けた児童及びその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告も含め、適時・適切な方法により情報提供する。
- (6) いじめを受けた児童及びその保護者の意向を配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切にすべての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
- (7) 「いじめ対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。

## VI 学校評価

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取り組みを評価する。

- いじめの未然防止に関わる取組に関すること
- いじめの早期発見に関わる取組に関すること

## VII その他

### 1 いじめを許さない学校風土づくり

児童との日常的なふれあいや学級経営を充実させるとともに、教職員全員が「共通理解・共通指導」の原則のもと、「いじめ防止」に向き合う学校風土を創り上げる。

### 2 校務の効率化

教職員が、児童と向き合い、「いじめ防止」等に取り組んでいくことができるようにするため、組織体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

### 3 地域や家庭との連携について

いじめ防止等にかかわる方針及び取組について、保護者及び地域に公開し、理解と協力を得る。また、学校、家庭、地域が組織的に連携する体制を整える。